

7 1. 災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書

災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る
相互連携・協力に関する覚書

神河町(以下「甲」という。)と関西電力送配電株式会社(以下「乙」という。)は、地震、風雪水害その他の災害が発生した場合における道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等に関して、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、町民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本覚書は、甲が管理する道路の啓開を行う際に、乙の電気設備が支障となる場合及び乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

(運用方法)

第3条 支障となる障害物の移動その他必要な措置(以下「移動作業」という。)は『道路啓開に向けた連携フロー』に基づき実施する。

(費用負担)

第4条 甲及び乙は、第3条に基づいて実施した事項に要した費用を、それぞれ実施した者が負担する。

(損失補償)

第5条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、自らの責任において処理解決に当たるものとする。

- 2 第3条に基づいて実施した事項に起因する、障害物等の所有者等との紛争について、明らかに甲又は乙の責に帰するもの以外は、移動作業の実施者が第三者に対する窓口となり、損害賠償等に対する費用負担については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

(意見交換)

第6条 甲及び乙は、作業の実績等について、積極的に意見交換等を行い、双方合意のうえ必要に応じて本覚書及び『道路啓開に向けた連携フロー』の変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本覚書の有効期間は覚書締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本覚書は、期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が発生したときは、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月28日

甲 神河町長

山名 宗悟



乙 関西電力送配電株式会社
兵庫支社 姫路電力本部長

乾 直樹



7 2. 神河町と兵庫県立生野高等学校との避難場所使用にかかる覚書

神河町と兵庫県立生野高等学校との避難場所使用にかかる覚書

神河町（以下「甲」という。）と兵庫県立生野高等学校（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙の施設を避難場所として甲が使用する場合の基本的な事項について、次のとおり覚書を締結する。

（避難場所の使用範囲）

第1条 避難場所の使用範囲は、乙の体育館アリーナ部分及び体育館内トイレとする。

（鍵の貸与）

第2条 乙は災害発生時に備え、避難場所の使用範囲に係る鍵を甲に1組貸与し、甲は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

2 甲は、貸与された鍵の保管責任者を文書で乙に報告するものとする。また、保管責任者に変更があった場合は、その都度書面にて乙に報告するものとする。

（避難場所の開設）

第3条 甲は、避難場所を開設する場合、あらかじめ教育財産使用許可申請書を乙に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、緊急の場合は、電話等の通信手段又は口頭により乙に連絡し、使用開始後速やかに申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により避難場所使用の許可を得た場合、速やかに甲の職員を派遣し、避難場所を開錠の上、管理及び運営にあたるものとする。

3 避難対象区域の自治会代表者（以下「代表者」という。）が避難場所に到着した場合、甲は避難場所の管理及び運営を代表者に引き継ぐことができる。

（避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、避難場所の使用を終了する場合は、使用前の状態に戻し、乙の立会いのもと閉鎖するものとする。

2 乙の閉門後に避難場所を閉鎖する場合は、電話等の通信手段により連絡し、直近の開門時に乙の立会いのもと避難場所の確認を行うものとする。

（事故等の責任）

第5条 甲は、避難場所の開設により、避難場所を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第6条 乙は、避難場所の修繕等、事情により避難場所を使用することができなくなった場合は、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

（留意事項）

第7条 甲は、避難場所を使用するに当たり、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(有効期間)

第8条 この覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

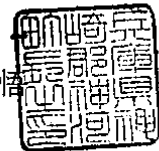
この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年8月1日

甲 神崎郡神河町寺前64

神河町

神河町長 山 名 宗 悟



乙 朝来市生野町真弓432-1

兵庫県立生野高等学校

校長 藤 原 良 光



7 3. 災害の発生時における物資の受入れ及び管理業務等の協力に関する協定書

災害の発生時における物資の受入れ及び管理業務等の協力に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と大十株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の受入れ、仕分け、管理及び積込み業務等（以下「受入れ及び管理業務等」という。）の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害をいう。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力が必要であると認めたとき、乙に要請するものとする。

- （1）保管倉庫の確保
- （2）救援物資の受入れ、仕分け、管理及び積込み等
- （3）災害に関する諸情報の収集
- （4）その他乙が応じることができる事項

（実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、実施するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定により、要請するときは、要請書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は乙に対し、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

3 前2項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署を定めるとともに連絡責任者を選任するものとし、緊急連絡先等の必要な事項を定めておくものとする。

（報告の手続き）

第5条 乙は、第2条の規定による要請業務を実施した場合は、報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は要請業務の実施が困難な事由が発生した場合は、速やかに甲に対し、報告書により報告しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、乙は、口頭又は電話等により報告を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に報告書を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 本協定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における保管料等を基準として甲乙協議して定めるものとする。

(事故等)

第7条 乙は、業務の実施に際し、事故等により損害が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

なお、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(災害補償)

第8条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の文書による意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

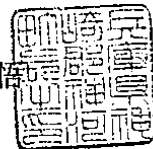
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年2月1日

甲 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

神河町

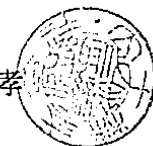
神河町長 山名宗悟



乙 和歌山県海南市船尾200番地の2

大十株式会社

代表取締役 畠山文孝



7 4. 災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書

災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）とスウィフト・エックスアイ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神河町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災現場等での支援活動及び平常時における防災啓発事業等への協力（以下「支援活動」という。）に関し、乙がドローン（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を使用して実施する支援活動について必要な事項を定める。

（支援活動の要請）

第2条 甲は、乙による支援活動が必要となったときは、支援活動要請書（様式第1号）により、協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面で提出するものとする。

（支援活動の内容）

第3条 前条の支援活動の内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 災害発生現場等の被災状況の把握
- （2） 被災者の捜索
- （3） 物資の運搬
- （4） その他甲が乙と協議の上、決定した事項

（支援活動の実施）

第4条 乙は、第2条第1項及び第2項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに甲の指定する場所に社員を派遣する。

2 乙は、甲の指揮監督に従い、支援活動を実施する。

3 乙は、航空法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守の上、二次災害の防止に努める。

4 乙は、支援活動が完了した場合、支援活動完了報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が支援活動の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（事故の報告）

第6条 乙は、支援活動に当たり事故があった時は、書面により速やかに甲に報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 支援活動の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が

甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

- 2 乙は、支援活動の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（損害補償）

第8条 この協定に基づき、乙が実施する支援活動に従事した者（以下「従事者」という。）が支援活動において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、当該従事者を使用した乙において、その補償を行うものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（連絡先等の報告）

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。報告の内容に変更があった場合も同様とする。

（訓練の参加）

第10条 乙は、この協定による支援活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要なに応じて参加するものとする。

（個人情報の保護）

第11条 甲乙両者は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

（有効期間）

第12条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第13条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年7月5日

甲 兵庫県神崎郡神河町寺前6-4番地

神河町

神河町長

山名 幸治



乙 兵庫県神戸市中央区加納町2-1-15

スウィフト・エクスアイ株式会社

代表取締役

福岡 賢二



75. 災害時における連携協力に関する協定書（兵庫県弁護士会）

災害時における連携協力に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、神河町内に暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、土石流、地震、崖崩れ、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神河町内で災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第5条 相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第6条 乙が、前条に規定する業務を実施する際、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第7条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第8条 乙は、第5条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（平常時からの連携）

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（相談料）

第10条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（日当等）

第11条 第5条及び第9条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（乙独自の相談活動への協力）

第12条 乙が、災害等の状況に照らし、第4条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議のうえ、可能な限り、第6条及び第7条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

（車両の通行）

第13条 甲は、乙が第4条（第12条2項により事後に甲から要請があった場合を含む。）に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

（協定の期間）

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から2024年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに1年間延長し、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。
上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和6年1月31日

甲 神崎郡神河町寺前64番地

神河町長

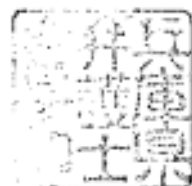
山崎 幸治



乙 神戸市中央区橋通1-4-3

兵庫県弁護士会

会長 柴田 真里



7 6. 災害時における連携協力に関する協定書（兵庫県司法書士会）

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と兵庫県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が神河町内で発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における神河町民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙または乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、以下のものとする。

- （1）相続に関する相談
- （2）不動産登記及び商業、法人登記に関する相談
- （3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4）成年後見制度に関する相談
- （5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- （1）相談会の広報
- （2）相談会場の確保
- （3）関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整

2 乙は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。

- （1）相談員の派遣
- （2）相談の実施

(体制整備)

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。

2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

(相談料)

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害の補償)

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、甲が定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 6 年 8 月 1 日

甲 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地
神河町 町長 山名 宗信



乙 兵庫県神戸市中央区楠町 2 丁目 2 番 3 号
兵庫県司法書士会 会長 野上 英則



7 7 . 神河町災害見舞金支給規則

神河町災害見舞金支給規則

(全文 2 ページ)

(目的)

第 1 条 この規則は、本町の区域内で発生した住家災害の被災者に対し、見舞金を支給することにより、被災者の援護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象により生ずる被害及び火災により生ずる被害をいう。
- (2) 被災世帯主 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に居住し、住民基本台帳に記載されている者をいう。
- (3) 住家 現に自己の居住のため使用している建物をいう。(納屋、作業所、店舗等が母屋と一体的に使用されている場合は、母屋と併せて 1 戸の住家として取扱う。)
- (4) 関係者 被災世帯主が死亡している場合に、当該世帯主に代わって見舞金の申請を行う者をいう。

(被害の区分)

第 3 条 被害の区分は、次に定めるところによる。

- (1) 住家の全壊、全焼又は流出は、延床面積の 70%以上が被害に遭ったものをいう。
- (2) 住家の半壊、半焼は、延床面積の 20%以上 70%未満が被害に遭ったものをいう。
- (3) 住家の床上浸水は、床上まで浸水し畳、家財道具等が被害に遭ったものをいう。

(支給対象者)

第 4 条 見舞金の支給対象は、被災世帯主とする。

- 2 前項の規定において、当該災害により被災世帯主が死亡している場合は、当該世帯主の同居の親族(同居の親族がいないときは、その遺族)に対して見舞金を支給する
- 3 被災世帯主が賃貸住宅に入居している場合も、前項を適用する。
- 4 住家の被災世帯主が 2 名以上となる場合で、生計や生活形態(台所、風呂等)が別世帯と判断できる時は、当該世帯ごとに支給する。

(見舞金の額)

第 5 条 見舞金の額は、別表に定める被害の区分により支給する。

[別表]

(見舞金の申請)

第 6 条 見舞金の支給を受けようとする被災者又は関係者は、見舞金申請書(別記様式)により、町長に届け出るものとする。

(被害の認定)

第 7 条 被害の認定は、被災者又は関係者の見舞金申請に基づき、次に掲げる事項を調査のうえ、町長が行う。

- (1) 被害の原因
- (2) 被害の区分及び程度
- (3) 住家の居住状況

(見舞金の支給)

第8条 町長は、前条により被害の認定を行ったときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

(適用除外)

第9条 発生した被害が、被災者の故意又は重大な過失によるものと町長が認めた場合は、この規則は適用しない。

(見舞金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正な手段によって災害見舞金を受給した者があるときは、その者に対し、既に支給した災害見舞金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(補足)

第11条 この規則に定めるものの他、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年9月3日から適用する。

(例外事項)

2 本町の区域内に居住し、外国人登録原票に登録されている者については、平成24年7

月9日施行の外国人登録法改正までの間は、この規則を適用させるものとする。

別表(第5条関係)

被害の区分	見舞金額(円)
住家の全壊、全焼又は流出	50,000
住家の半壊、半焼	30,000
住家の床上浸水	10,000

別記様式(第6条関係)

災害見舞金支給申請書